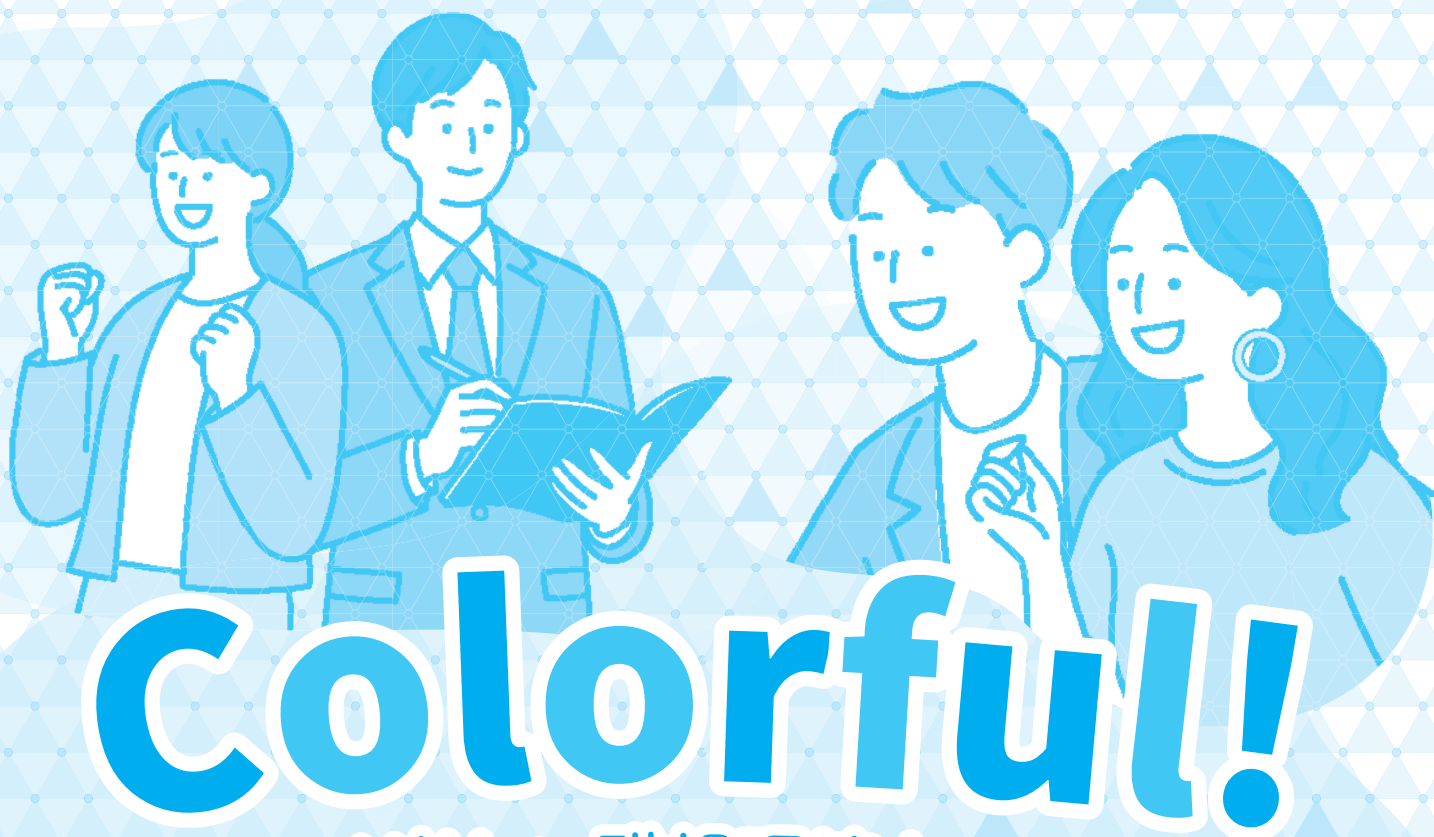
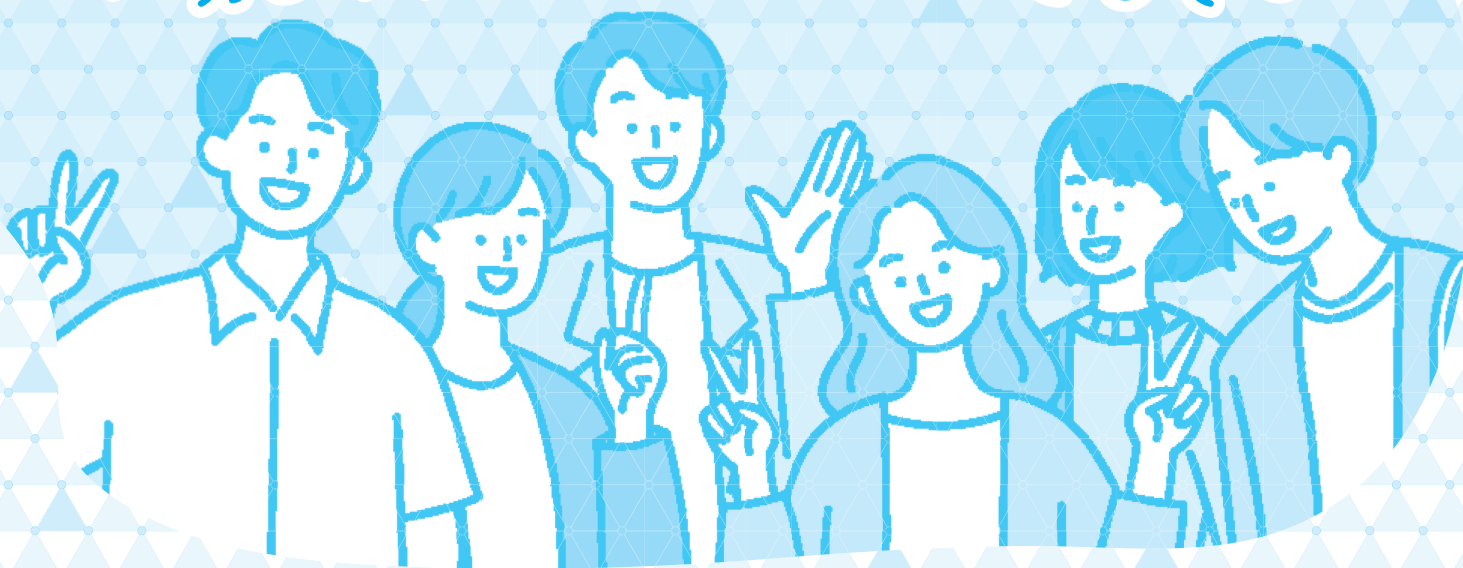


イトーヨーカードー労働組合ガイドブック



～明るく楽しい職場環境をめざして～



ヨークグループ労働組合連合会
イトーヨーカードー労働組合

目次

01

労働組合あいさつ

..... 1

02

組合加入

..... 2

03

労働組合とは

..... 4

04

イトーヨーカドー労働組合

..... 6

05

組合活動紹介

.....10





ようこそ、イトーヨーカドー労働組合へ

労働組合は、組合員の「雇用の確保」と「労働条件の維持・向上」を目的として活動をしています。イトーヨーカドー労働組合では、過去からその時々環境変化を正しく捉え将来どうあるべきか、という事を見据えて諸活動に取り組んできました。

会社やお店をより良くしていくためには、その弊害となる諸問題に向き合い、話し合い、解決していくことができる「組織風土」が欠かせません。そして、そのことが組合員一人ひとりの「やりがい」や「働きがい」につながります。その上で、皆さんの意見や考えはとても重要です。私たち、イトーヨーカドー労働組合は結成当時から「組合員の声」を大切に活動に取り組んできました。その活動は、労働条件に関するものや、自己啓発につながるものなど多岐に渡ります。労働組合の活動は「組合員の声」から生まれ、その活動に多くの組合員が「参加・参画」することで大きな力を発揮することになります。皆さんの働く職場は、店舗・本部であり、労働組合に置き換えると「支部」です。私たちは、常に活動の原点は「支部」という考えを持ち、取り組んでいます。環境変化の激しい時代です。問題・課題も多様化し複雑化しています。これに対して、スピード感を持って対応していくためには、一つの支部が一つの組合として機能し、役割を果たさなければなりません。

これからの時代は、事業活動を通じて社会に貢献していくことのできる企業であることが、様々なステークホルダー（利害関係者）の支持を得ることになります。労働組合がめざす「組合員の幸せ実現」のために「企業の成長と発展」は欠かせません。より良い職場環境、そしてより豊かな生活の実現をめざして、皆さんと共に取り組んでいきたいと思えます。皆さんの組合活動へのご参加を心よりお待ちしております。共に頑張りましょう！

ユニオンショップ協定

私たちイトーヨーカドー労働組合は、会社と「ユニオンショップ協定」を結んでいます。これは「イトーヨーカ堂の従業員は一部の方を除きすべて組合員であり、同時に組合員はすべて従業員でなければならない」と定めたルールです。

組合員の条件

- NAFE嘱託社員およびパートナー社員で勤続半年以上、月契約87時間以上もしくは週契約20時間以上の方 ※一部の方を除く

労働組合に加入すると

(1) 職場の問題・課題などについて「相談」できる「場」ができます。

職場の問題、課題などについて労働組合が「相談」に応じます。また、声を聴く活動などを通じて問題点を吸い上げ、安全衛生委員会や支部労使協議会などで解決に向けて取り組みます。

(2) プライバシーに関わる問題についても「相談」できる「場」があります。

労働組合にも、個人間の訴訟やトラブル、架空請求や借金（多重債務）などにまつわる相談は少なくありません。この種の相談は、プライバシーに関わる問題ですが、組合員の生活を守る大切な活動として取り組んでいます。相談に関しては秘密厳守にて対応いたします。

(3) 各種福利厚生制度が受けられます。

イトーヨーカドー労働組合の慶弔内規やU Aゼンセン見舞金制度などの対象となります。

(4) 皆さんの「声」をもとに会社と交渉し、各種制度に反映されます。

その時々为社会環境を正しく捉え、先々を見据えて諸制度について交渉を行っています。一例として賃金制度や年次有給休暇、特別休暇の問題など、様々な制度を労使の交渉を通じて導入、変更してきました。

組合員範囲について

NAFE嘱託社員は組合加入範囲ですが、管理職である店長以上に昇格すると、労働組合を脱退し非組合員となります。

ONAFE嘱託社員

		組合員	非組合員
組合員	組合員	組合員	非組合員
・担当者	・店マネジャー／スタッフ ・担当チーフ	・本部マネジャー ・副店長 ・MD／SV	・店長以上、GM 以上 ・センターマスター など

○パートナー社員

非組合員	組合員
・月契約87時間未満 ・週契約20時間未満 (一部の方を除く)	・月契約87時間以上 もしくは 週契約20時間以上 (勤続半年以上)

組合費について①

組合費は以下の通りです。毎月の給与より天引きにて徴収いたします。加入金は加入時のみ発生いたします。

区分	加入金	組合費	組合費上限
ナショナル エリア組合員	1,000円 入社後3ヶ月の試用期間を経て組合員となる時に加入金を徴収	基準内給与 ×1.5% + 300円	6,200円
フィールド エキスパート 嘱託組合員	1,000円 組合員となる時に加入金を徴収	基準内給与 ×1.5% + 100円	4,500円
パートナー 組合員 ※1	1,000円 勤続半年後の契約更新を経て組合員となった翌月の給与から加入金のみを徴収し、翌々月から組合費を徴収	契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5% + 100円	2,400円
パートナー 組合員 ※2		契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5% + 70円	1,500円

※1 月契約時間が120時間以上150時間以下もしくは週契約30時間以上

※2 月契約時間が87時間以上120時間未満もしくは週契約20時間以上

※休職期間中の方、パートナー組合員の方でその月の給与総額が20,000円未満の時は組合費を徴収しません。また一時金からも徴収しません。

※図中の+300円、+100円、+70円は上部団体に会費として納めています。

イトーヨーカドー労働組合は会社と **チェックオフ協定※** を締結しています。

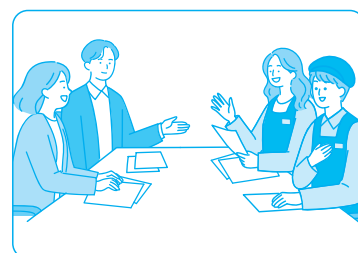
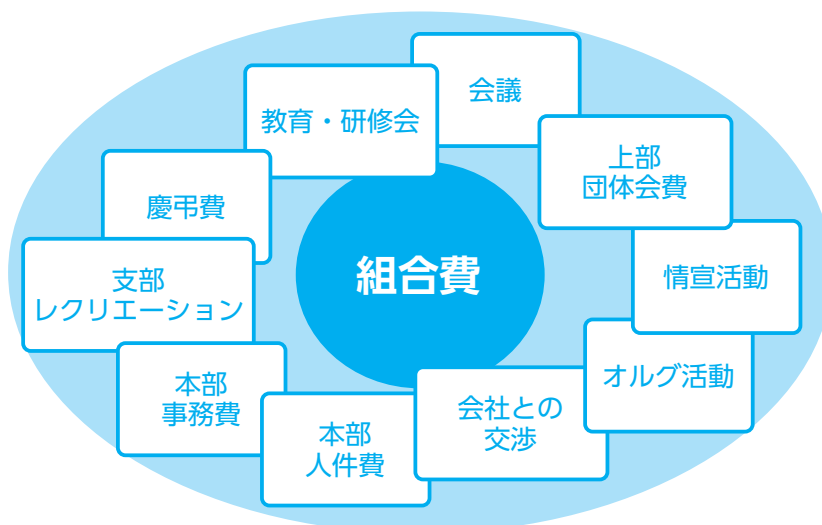
※労働組合の委任を受けて、会社が組合費を組合員の賃金から控除し、一括して組合に渡す協定です。

イトーヨーカドー労働組合はチェックオフ協定を結んでおり、賃金から組合費が天引きされます。



組合費について②

労働組合が会社と対等の立場で活動を進めていくためには、会社からの経済援助を受けることはできません。また、労働組合法に基づき、会社資金により組合活動を行うと法律違反となります。組合活動は皆さんからお預かりする組合費で運営しています。



労働組合の収入や支出、財政状況は、定期的に会計監査が実施され、第三者が確認しています。

また、会計予算・収支については中央大会にて決議・確認しています。

労働組合とは

労働者が納得し、安心して働くことができるように、労働諸条件や職場環境の改善に向けて自主的・民主的に活動する団体です。

活動目的

労働条件、経済的・社会的地位の維持・向上－組合員の幸せ実現

労働組合の役割

私たちは仕事をする事で経営者から給与の支払いを受ける雇用契約を結んでいます。雇用契約の内容は「就業規則」などに記載されていますが、雇う側の経営者が優位な立場にあると考えられ、私たち労働者は弱い立場に置かれています。そのため私たちは豊かな生活を目指して集まり、団結し「一つの力」となる必要があります。一人ひとりの力は小さくても全員が集まれば課題を解決する大きな力が生まれます。それが「労働組合」です。

労働組合の役割

一人ひとりの声を集約し、労働者の代表として会社と交渉することで
対等な労使関係の実現につなげる

働くうえで「○○したい!」「○○すべき!」という、仲間の想いを会社や社会に対して伝えていくこと、それが労働組合の役割です。



労働組合の法的権利

労働者の権利を保障する目的で労働組合法が制定されています。労働組合の活動は憲法・法律で守られています。

労働組合は以下の通り、憲法や法律によって保障されています。

憲法第28条勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働三権	団結権	労働者が団結する権利
	団体交渉権	労働者が使用者と交渉する権利
	団体行動権 (争議権)	労働者が要求実現のために団体で行動する権利（ストライキ等）

労働者の健康に配慮し、労働環境を保てるように制定されたのが労働三法です。

労働三法	労働基準法	労働者を働かせる場合の最低条件を定めた法律
	労働組合法	労働者が労働組合をつくり、会社と話し合いができることなどを保障した法律
	労働関係 調整法(争議権)	雇用者と従業員（労使）で交渉がまとまらない時に第三者である労働委員会が間に入って問題解決を図ることを定めた法律

労働組合法 第1条(要約)	・労働者が使用者と対等の立場に立つことを促進し、労働者の地位を向上させる ・労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出する ・団体行動を行うために労働組合を組織し、団結することを擁護する ・使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること…など
------------------	--

組合
規約

労働組合法に基づき組合規約に定めておかなくてはならない事項（抜粋）

1. 労働組合の名称
2. 組合事務所の所在地
3. 組合員の全員が差別の取り扱いを受けないこと
4. 組合員は誰も、どんな場合も、人種や宗教、性別、身分などの違いで、組合員としての資格を奪われないこと
5. 役員の選挙は、組合員（または代議員）の直接無記名投票で行うこと
6. 総会（大会）は、少なくとも毎年1回開くこと
7. 組合費の経理状況を少なくとも毎年1回組合員に公表すること（公認会計士などの監査人の証明が必要）

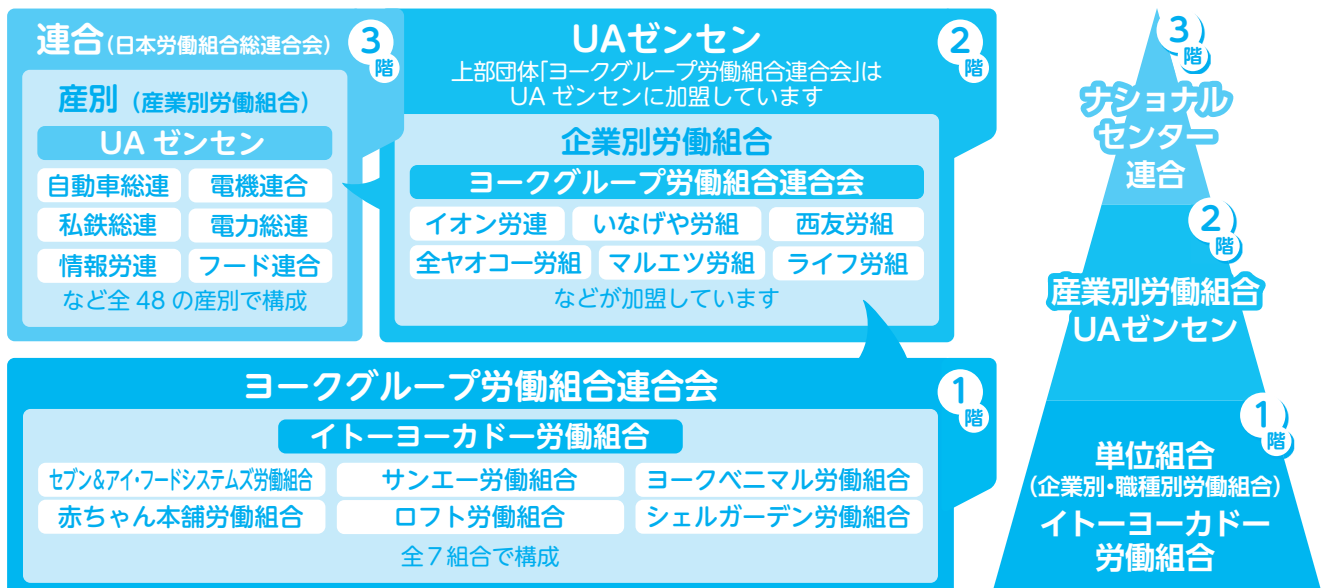
労働に関する効力の順序

労働協約や就業規則を下回る契約は無効となります。会社と労働組合で交渉した結果、労働条件が引き上げられた場合は労働協約が改訂され、それに伴い就業規則が改訂されます。その結果、その改訂に関わる個人の労働契約も引き上げられます。



上部団体

日本の労働組合の構造は3階構造になっています。1階は労働者と直接ふれあう職場活動をベースにした単位組合（企業別・職種別労働組合）。2階は産業ごとに連帯し、産業の公正労働基準などを求めていく産業別労働組合です。そして、3階は各産業別組織が全国に集まり、労働者の代表として政府や経済界に対して対等に発言し、働きかけるナショナルセンターです。それぞれが役割を担いながら連携し、多方面からの労働者の安心を守っています。



イトーヨーカドー労働組合の歴史

2023年9月1日に（株）イトーヨーカ堂と（株）ヨークは合併し、新生（株）イトーヨーカ堂が誕生しました。2024年10月、労働組合としての組合員の「雇用の確保」「労働条件の維持・向上」という使命を果たすとともに、健全かつ交渉力を持つ労使関係を継承し、大きな変化に合わせ、より一層の成長を遂げていくためにも、「一企業一組合」の考え方をもとに両組織が統合するための統合準備委員会を設置しました。そして、2025年6月、臨時中央大会が開催され、旧イトーヨーカドー労働組合と旧イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（ヨークマート労働組合）の組織統合が決定しました。2025年10月3日、第1回定期中央大会を開催し、約18,000名の組合員の仲間とともに活動がスタートしました。

○イトーヨーカドー労働組合のあゆみ

1970年10月、賃金や休日増といった労働条件の向上をめざし、2,200名の組合員で「イトーヨーカドー労働組合」が結成されました。以後、賃金・休日等の労働条件の改善やレクリエーション活動、教育活動など組合員の団結強化の活動、また、政治活動への取り組みなど多面に渡り着実な前進を続けてきました。2010年10月の労働組合結成40周年を機に、組合員自身が積極的に参加し「労働条件」や「職場環境」の改善に取り組むための「座談会」「労使協議会」をはじめ、コミュニケーションを大切に活動に取り組んできました。

○ヨークマート労働組合のあゆみ

1980年9月、賃金や休日増といった労働条件の向上をめざし、450名の組合員で「ヨークマート労働組合」が結成されました。時代の変化から、パートナー社員の比率が拡大し、パートナー社員の活躍なくして会社の成長は考えられない環境になったことに加え、当時の新法律の施行に伴い環境の整備が急務であったことを受け、常用パートナー社員を組織化するなど、積極的な仲間づくりを行ってきました。また、2020年10月、ヨークマートがイトーヨーカ堂の食品館、ザ・プライス20店舗を事業承継し、（株）ヨークとなったことを受け、「ヨーク労働組合」と名称変更し、新たな仲間づくりとして短時間パートナー社員の組織化を行うなど、時代環境の変化に対応するため、より多くの仲間の声を集め、よりよい職場環境づくりを進めてきました。

目的・事業

労働組合の活動は組合規約に基づき行われます。

○目的

イトーヨーカドー労働組合は組合員の労働条件の維持改善、経済的且つ文化的生活の改善向上を図ることを目的とする。

組合規約第7条

○事業

イトーヨーカドー労働組合は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 労働協約の締結及び改廃に関する事 | (7) 組合業務に必要な調査並びに研究を行うこと |
| (2) 労働条件の改善向上を図ること | (8) 苦情処理に関する事 |
| (3) 労使協議制を通じて経営民主化を図ること | (9) 社会への参加活動に関する事 |
| (4) 福利厚生並びに相互扶助に関する事 | (10) 上部団体の方針に基づく活動に関する事 |
| (5) 教養と文化に関する事業を行うこと | (11) その他目的達成のために必要な事 |
| (6) 同一目的を有する他団体との協力提携に関する事 | |

組合規約第8条

組合員の権利と義務

権利

- 組合の行事に参加し、その利益を得る権利
- 役員、その他選挙により選出される組合役職者の選挙権、被選挙権
- 規約に基づき、機関決定された会合に出席して、発言し、決議に加わる権利
- 組合が定める手続により、各機関と役員の行動について報告を求め、自由に意見を表明する権利
- 役員が任務を怠り、組合の利益に反する言動があったときは、正当な方法によりこれを批判し、又は手続に則り解任を求める権利
- 組合が定める手続により、組合備え付けの会計諸帳簿を閲覧する権利
- 教育を受ける権利

組合規約11条

義務

- 綱領、規約を守り、機関の決定に従う義務
- 組合が定める組合費、加入金、賦課金を納める義務

組合規約第12条

綱領

私たちの基本的な考え方は『綱領』に謳われており、これを基本に労働組合の運営が行われています。

綱 領

- 一. 私たちは、健全中立なる民主的組織を確立し、労働生活諸条件の向上と文化生活の増進をはかります。
私たちは完全に自主的な立場にたち、他から影響を受けることなく民主的な方法で自ら問題の解決、改善の取り組みをしていきます。自ら考え、悩み、みんなで決定し、実行していく、これが基本です。
- 一. 私たちは、全組合員の世論を集め、これを経営に反映させることを推進いたします。
労働組合は私たち自身が主役の場です。日頃、感じていることを会社にも伝え、私たちの手で希望を実現していくことが大切です。
- 一. 私たちは、要求の実現において、経営者との利害対立には団体交渉による解決を重視して行動します。
私たちは労使のパートナーシップを基盤とする話し合いの解決が最も良い方法と考えています。要求実現のための労使交渉の場だけでなく、問題の解決や、要求の実現のため各種の労使専門委員会を設置するなど、日頃においても労使の話し合いを大切にしています。
- 一. 私たちは、技術の開発、識見の啓発に努め、もって人格の向上をはかります。
私たちはイトーヨーカドー労働組合の組合員であると同時に社員ですが、それ以前に社会人です。私たちは社会の中での役割を認識しながら自らの見識を高めその役割を果たしていきます。

3つの基本的考え方

結成当初から大事にしている基本的な考え方です。

3つの基本的考え方

◇ 涸れた井戸から水は汲めない

労働組合として一番大切に考えなくてはならないことは、雇用を守ることだと考えます。つまりイトーヨーカ堂という企業が存続することが大前提なのです。そのためには私たち自身で業績を上げなければなりませんし、そのための活動も大切です。業績向上のための取り組みを一人ひとりがもっと真剣に進めていくことが、私たちの労働条件の維持・向上につながるという考え方です。

◇ 組合員による組合員のための組合活動

私たちの職場で発生する問題は、地域・仕事内容など、それぞれの立場・役割でたくさんあるうえに、次々と発生しています。つまり、置かれている環境ごとに問題が違います。こうした問題を解決するには、その職場の方々が皆で話し合い対応していくことが大切なのです。誰かにしてもらうのではなく、自分たち自身で考えて自分たち自身の手で解決していくことが、一番の活動だという考え方です。

◇ 皆は一人のために一人は皆のために

より多くの仲間の輪を拡げていくことで、お互いに助け合う力が強くなると考えます。そして出来る限り、広い地域や国へと拡大していくことが必要だという考え方です。

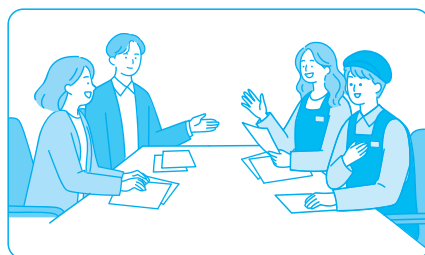
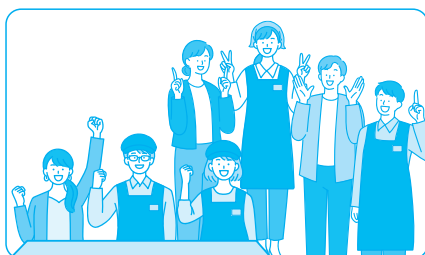
目標・理念

イトーヨーカドー労働組合の目標・理念です。

一支部一組合の確立

- 組合員の幸せ実現に向けて、支部組織が自主的に活動できること
- 組合員にとって一番身近な組織・組合活動であること
- 組合員を取り巻く環境変化に対し、支部労使で協議・解決できること

私たちの組織は、規模や人数などの多様な支部で構成されていますが、支部は一人ではなく、必ず同じ環境、同じ職場で働く仲間がいます。だからこそ、私たちは仲間同士の絆を深め、一人ひとりが仲間と共に幸せ実現に向けて行動していくことが大切です。そして、支部は私たち一人ひとりにとって“一番身近な労働組合”です。全ての支部には支部長がおり、支部の職場環境は支部労使で協議のうえ解決することができます。私たちみんなで身近な労働組合である支部の活動に参加・参画し、労働組合としての機能が発揮できる「一支部一組合の確立」をめざし挑戦していきましょう。

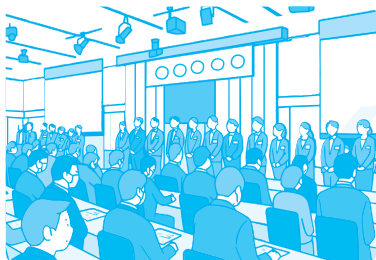


決議機関・執行機関

労働組合は、労働条件や職場環境の改善に向けて自主的・民主的に活動する団体です。目的実現に向けて、各会議体では多くの組合員が参画して意思決定を行っています。

大会

(中央大会・中央委員会)



組合の活動方針や予算などを決議する中央大会(10月開催)と、交渉における要求内容などを決議する中央委員会(2月開催)がある。大会は労働組合にとって、最も重要な決議機関となる。

中央執行委員会

(毎月1回＋必要時に開催)



中央執行委員で構成されている執行機関。制度改定や、労使交渉の妥結など、必要な議題に対する対応策の協議や具体的な活動計画の立案と決議を行う。

支部執行委員会

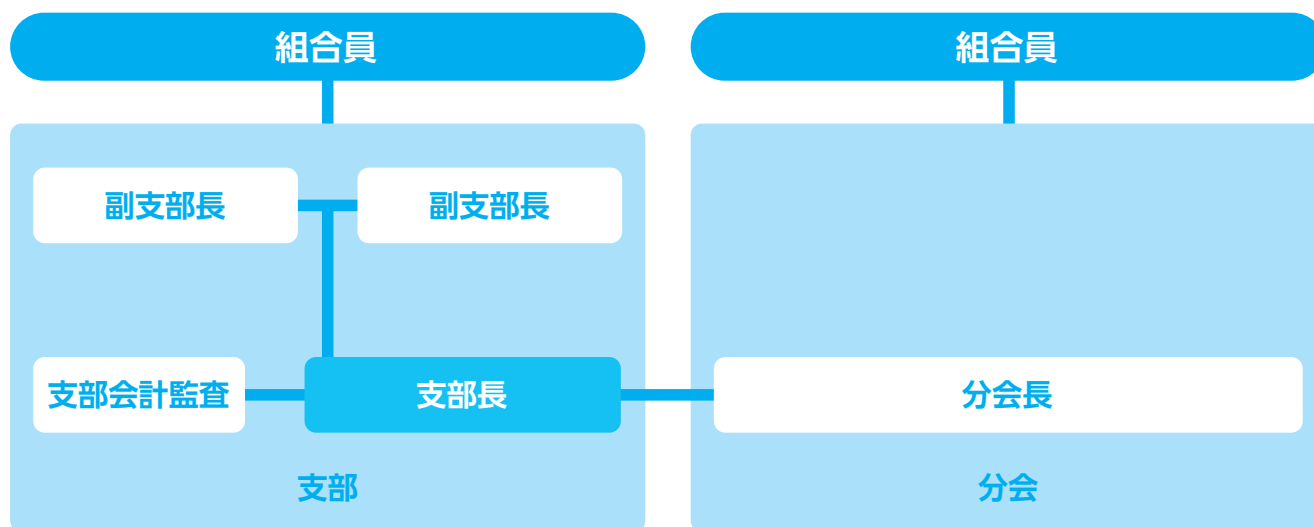
(毎月1回＋必要時に開催)



各会議と連動して開催し、活動内容の共有や意見集約を行う場として開催。支部活動の具体的取り組み方法の確認と確実な執行に向けた協議を行う。

支部の体制と運営

労働組合の活動の原点は皆さんが所属している「支部」です。皆さん一人ひとりは支部の一員です。支部活動をリードしていく役員として、支部長・副支部長がいます。支部の環境や与件に合わせた支部役員体制で、一人ひとりの組合員の声（意見）を大切に活動を進めています。



◇支部長 支部を代表し組合活動を総括します。

◇副支部長 支部長を補佐し、具体的活動を遂行します。

※副支部長のうち1名(NAFE組合員)は、支部会計の役割を兼ねる。
※組合員数が200名以上の支部は3名配置。

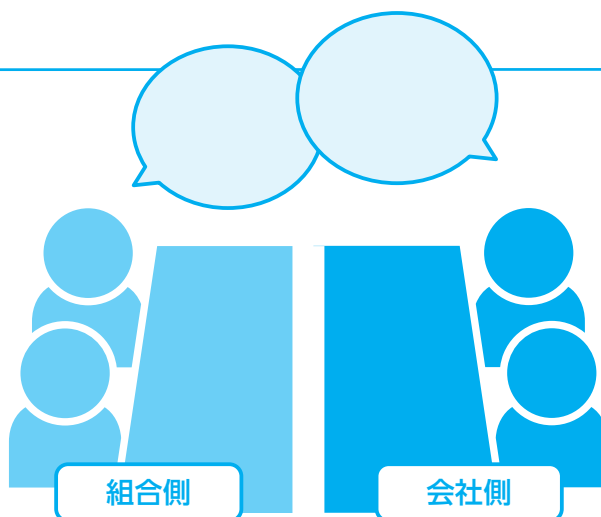
声を聴く活動

組合活動の原点は「組合員の声」です。多くの組合員が「声を伝える場」、「意見や提案を伝える場」、「コミュニケーションの充実」を目的に、支部長を中心に「声を聴く活動」を行っています。「声を聴く活動」としては、座談会形式や組合員と直接対話するお世話活動など、様々な形式で行っています。



声を伝える活動

様々な活動でいただいた「組合員の声」を経営幹部に伝え、より働きやすく、やりがいを感じることできる職場環境を目指していくために「声を伝える活動」を行っています。多くの組合員から出た声をもとに具体的な改善・解決策を労使で協議し、現場で起きている問題・課題に対して真摯に対応しています。また、協議した内容をきちんと組合員に報告することで納得感のある活動を目指しています。具体的な活動としては支部・グループ・中央などの単位で開催される「労使協議会」や日頃からの「経営とのコミュニケーション」があります。

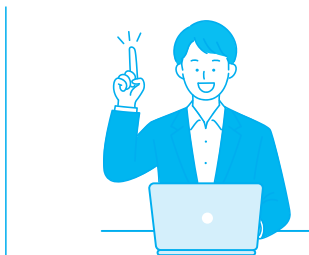


総合労働条件闘争【団体交渉】・労使協議

組合員の労働条件を定期的に改善していくため、毎年3月に会社と総合労働条件闘争【団体交渉】を行っています。組合員の労働諸条件に関わる事項について労使で話し合う場として、労使協議を開催しています。協議事項に応じて労使どちらかより申し入れを行い、提案や確認を行います。

○労使交渉・労使協議の流れ

組合員の声から要求内容を立案



会社に要求、申し入れ団体交渉を開催



会社回答にて労使合意



支部レクリエーション

組合員同士のコミュニケーションの機会をつくり、支部の一体感を醸成することを目的に、レクリエーションを各支部で開催しています。イトーヨーカ堂の業績向上のためには、マンパワー産業のベースである、一人ひとりが持てる力を存分に発揮できる環境づくりと、共通の目的を達成するために協力し合うことが必要です。そのためには、さまざまな人とコミュニケーションをはかり、お店が一つの「チーム」として、一丸となることが重要です。レクリエーションは、皆さんが楽しんでいただくことも目的ですが、その先にある組織強化も大切な目的としています。



ボランティア活動

イトーヨーカドー労働組合では定期的にボランティア活動を行っています。年2回の夏・冬の募金活動を実施し、集まった募金は、地域貢献（各ボランティア施設への寄贈など）、国際貢献（海外ボランティアへの寄贈）、ドリーミンファンド（災害などの見舞金）に活用してきました。東日本大震災や令和元年10月25日の豪雨などで被災された働く仲間への義援金「労働組合カンパ見舞金」としても活用しています。また、マラソン大会や献血イベントでのボランティアや募金寄贈先での清掃活動など、様々なボランティア活動を各地域で行っています。



アニバーサリーメッセージ

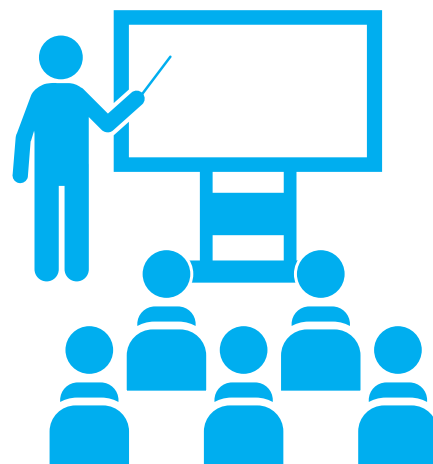
小学校・中学校へ入学される組合員のお子さんと同居のお孫さんへ「おめでとう」の気持ちとともに、メッセージを添えて記念品をお贈りしています。支部で記念品授与式を開催することで、支部全体でのお祝い行事としています。



各種研修会・自己啓発セミナー

労働組合には様々な役割、活動があり、組合活動を活発に推進していくためには、それぞれの役割に応じた知識や経験が必要となるため、その役割、活動に応じた階層別の研修を定期的開催しています。

また、組合員全員を対象とした活動としては、コミュニケーションや接客マナーなど日頃の仕事に役立つ内容から、その時々々の社会環境に合わせた内容など、必要に応じて専門の講師などによる研修会・セミナーを開催しています。



生産性向上運動

会社の業績向上につながる労使協議の取り組みとして一人ひとりが創意工夫し、その取り組みを褒める・認める風土を醸成する「改善＝工夫」運動や数値に関心をもつことを目的に、労働組合が毎年発行している「労働組合手帳」、イトーヨーカ堂で働く従業員が自社で買い物をする企業風土にしていくことを目的に「自社商品購買運動」などの生産性向上運動を実施しています。



政治活動

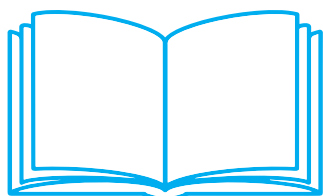
イトーヨーカドー労働組合は、「組合員の不安のない、より豊かな暮らしの実現」を目指しています。その実現のためには、労使での協議、取り組みによる「企業の発展」、「労働条件の維持・向上」、そして労使で改善・解決できない生活に係わる諸問題を「政治の場」を通じて解決させていくことが重要です。各級の議員と連携し、「流通産業の健全な発展と育成」、「組合員の豊かな暮らしと幸せ実現」に向けて取り組んでいます。



情報宣伝活動①

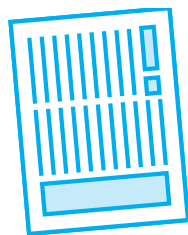
【労働組合の情報宣伝活動】

労働組合が組合員との情報共有などを目的に、方針や活動の内容などを発信する広報活動のことを「情報宣伝活動」と言います。労働組合は組合員一人ひとりが参加することで成り立っており、また一人ひとりの組合費をもとに活動が成り立っています。どのような活動が開催されているのか、皆さんにお伝えすることが労働組合としての義務であり、その発信方法は伝える内容・目的によって様々です。



中央機関誌

労働組合の方針や考え方、活動の報告などを組合員の皆さんに伝えるために発行し、組合員全員に配布もしくはWeb上で閲覧できるようにしています。実施した活動の詳細を掲載し、写真なども交えてわかりやすく作成しています。お手元に届いた際には是非ご覧ください。



EXPRESS

重要な活動をタイムリーに伝えることを目的に発行しています。組合掲示板への掲示や、「労働組合ホームページ」への掲載をすることで組合員全員が情報をタイムリーに閲覧できる体制を目指して発行しています。



組合掲示板

各支部に設置されており、組合本部から発送された情報宣伝器材や支部組織体制図、支部で作成したレクリエーションなどの活動告知・報告ポスターなどを掲示している、支部の組合員に向けた情報宣伝活動のツールです。

情報宣伝活動②

【労働組合ホームページ】

支部活動の充実に向けたフォロー・サポートを行うことを目的に「組合活動を身近に感じるHP」を目指してWEBを利用した情報発信に取り組んでいます。なかでも活動日記ではタイムリーに活動や情報を発信しています。イトーヨーカドー労働組合専用HPは、PCやスマートフォンにも対応しております。組合員の皆さんのアクセスをお待ちしています。

労働組合ホームページの内容

- 最新の組合の情報をお知らせ
- 機関誌やガイドブックの閲覧
- 各種データのダウンロード
- 活動日誌
- 上部団体や組織内議員の活動状況の閲覧

スマホでも！



PCでも！



検索サイトで、『イトーヨーカドー労働組合』と検索するか右のQRコードを読み取るとログイン画面に移動します。



ログインするには
ログインIDとパスワードが必要です。

ログインID 社員番号（7桁）

パスワード iyu2025（半角小文字）

生活サポート「慶弔」

組合員に慶事および弔事が発生した場合、慶弔処理基準に沿って対応を行います。

＜慶弔処理基準（内規）＞

*同居又は同一市町村居住の場合に適用

区分	社員区分	香典	生花	弔電	弔電の宛名	参列（通夜・告別式）
対象の範囲と対応内容	本人	組合員・支部役員	中央執行委員長	中央執行委員長	喪主	四役 中央執行委員
		役員・役員OB				
		会社役員・店長・GM・ZM				
	配偶者	組合員・支部役員			本人又は喪主	支部役員又は役員
		役員・役員OB				
		会社役員・店長・GM・ZM				
	子供 本人の実養父母	組合員・支部役員				*支部役員又は役員
		役員・役員OB				
		会社役員・店長・GM・ZM				
	配偶者の父母	組合員・支部役員				*支部役員又は役員
		役員・役員OB				
		会社役員・店長・GM・ZM				
	本人の祖父母 本人の兄弟姉妹	組合員・支部役員				*支部役員又は役員
		役員・役員OB				
		会社役員・店長・GM・ZM				

＜お見舞い（病氣・怪我）＞

区分	お見舞いに行く人	見舞金額
本人	組合員	3,000円 程度の品
	支部役員	
	役員	
	店長・GM・ZM	
	会社役員	

＜慶事＞

区分	祝電 打電名
組合員本人	中央執行委員長
組合規約第33条で定める役員 及び役員OB	中央執行委員長 中央執行委員一同

＜お見舞い（災害）＞

お見舞いが必要だと思われる場合は、支部役員に相談し、組合本部にご連絡ください。

生活サポート「プレミアムメンバーズ」

◎プレミアムメンバーズ

ハイレイフプランへの継続加入など、退職後にも会員さま限定の3つのサービスを受けることができるOB・OG会事業として設立しました。労働組合への加入歴があり、退職・転籍をされる方々を対象に、退職・転籍後も労働組合とのつながりを大切に、3つの福利厚生サービスの提供により、充実した生活を送るお手伝いをしたいという想いで設立しました。

3つのサービス

◇ハイレイフプランに継続加入

生命保険・病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償の5つの保険

◇お見舞金（弔慰金）制度

万が一の際、死亡お見舞金（弔慰金）が受けられる制度 ※本人に限る

◇健康診断の受診

各店で実施する健康診断（毎年2・3月頃の実施予定）が有料にて受診可能



入会資格：イートヨーカドー労働組合への加入歴があり、イートヨーカ堂を退職される方

（セブン&アイ・ホールディングスグループ各事業会社／

ヨーク・ホールディングスグループ各事業会社への転籍に伴う退職者を含む）

※退職日の翌日が入会日になりますので、退職前もしくは転籍前に入会の手続きが必要となります。

会 費：年会費6,000円 会費は年間分を一括徴収します。

入会初年度年会費：1～4月入会者6,000円／5～8月入会者4,000円／9～12月入会者2,000円

詳しくは組合掲示板にあるチラシをご確認ください。

生活サポート「UA ゼンセン共済」

◎UAゼンセン見舞金制度

○死亡見舞金

区分	見舞金	備考
本人	200,000円	
配偶者	50,000円	事実婚・同性婚含む
実養父母・実養子 同居中の実養祖父母・実兄弟 姉妹・孫	20,000円	病死は対象外

○休業見舞金

区分	見舞金	備考
本人	15,000円	病気・負傷で連続30日以上 仕事を休業した時 ※一度申請すると3年間は申請 不可 ※休業期間は合算不可

○住宅被災見舞金

区分	対象	見舞金	備考
全焼・全損・流失 新築しなければ居住できない程度の被災、あるいは家具の70%以上が使用できなくなった時	組合員本人居住 (単身赴任中で配偶者の住居含む)	150,000円	常時居住していない住宅（塀・物置・倉庫・雨どい・アンテナ・エアコン 室外機・車・車庫・ベランダ・作業場等）の付属物には適用なし
半焼・半損・床上浸水 半焼・半損・・・ 居住床面積の20%以上の焼損、20%以上の損壊 床上浸水・・・ 風水害によって床上に浸水したとき	組合員本人居住 (単身赴任中で配偶者の居住含む)	80,000円	

※準半壊・一部損壊・床下浸水は対象外となります。

イトーヨーカドー労働組合加入と同時に、UAゼンセン見舞金制度の対象となります。

対象の事由が発生した際には死亡日・休業終了日。被災日から60日以内に『労働組合』に書類をご提出ください。
ご不明点は『労働組合』にお問合せください。

◎任意個人型共済

○任意で個人加入できます。

保健の種類	概要
生命共済	万一（死亡・重度障がい・余命6か月以内の診断）のときご家族に共済金を給付します。
医療共済	病気やケガの入院・手術だけでなく、ガン治療や休業までワイドに保障します。
給与保障共済	病気・ケガで長期間働けない時、あなたの収入を保障します。
障害・賠償共済	日常生活の様々なリスクから守ります。
住宅あんしん共済	火災や自然災害などから暮らしを守ります。
年金共済	老後に備えて資金を積み立てます。
積立共済	ライフサイクルに合わせて目的別の資金づくりにお役に立ちます。
介護共済	親介護による離職の防止、介護不安の軽減に備える共済です。
NEWフレッシュパック	29歳以下の方限定で加入できる積立系+3つの保証がパッケージになった共済です。

各種共済への加入をご希望の場合は「労働組合」にお問合せください。

◎団体型介護共済

○全員が団体加入しています。

「介護共済（団体型）」は、労働組合が掛金を拠出し、組合員が加入する制度です。「介護共済（団体型）」加入が組合員の自助努力となる「介護共済（個人型）」加入を後押しし、親介護による介護離職を防止します。
また、介護の悩み・不安を年中無休24時間無料で専門家に相談できる制度です。

詳細は「UAゼンセン共済」のホームページをご確認下さい。

中央労働金庫（ろうきん）

中央労働金庫（ろうきん）は、労働組合の組合員を中心に、働く人々のための営利を目的としない協同組織の金融機関です。働く人々が相互資金を出し合い、住宅ローンや教育ローンなどを提供することで、組合員とご家族の豊かな生活を支え、共生社会の実現に貢献することを目的としています。

イトーヨーカドー労働組合は中央労働金庫の団体会員のため、各種ローンなどが利用できます。

詳しくは中央労働金庫（ろうきん）のホームページをご覧ください。

<https://chuo.rokin.com>



Webもしくは電話からでもご相談いただけます。

WEB

Webによるご相談は、下記のフォームにアクセス！

ご相談フォームは
こちらをクリック



必要事項を
ご入力・送信

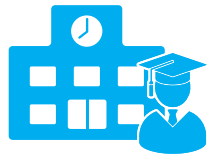
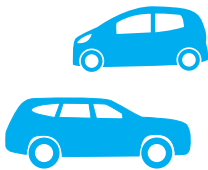
ご相談内容を確認のうえ、〈中央ろうきん〉
担当者よりご連絡いたします。

電話

中央労働金庫市谷支店 **TEL 03-3264-5721**

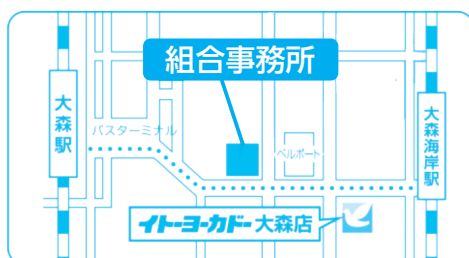
※相談時に「イトーヨーカドー労働組合の組合員です」とお伝えください。

各種ローンが利用できます。QRコードからお申込みください。

住宅ローン リフォームや増改築、 購入など 	教育ローン 受験料、入学金、 留学費用など 	カーライフローン 購入、免許取得費用など 	カードローン 「マイプラン」 ショッピング、旅行、 冠婚葬祭など 
リフォーム 			
借換・買替ローン 			
住宅ローン 			

イトーヨーカドー労働組合事務所（組合本部）

悩みや困っていることの相談、制度について知りたいときは、イトーヨーカドー労働組合の組合事務所までお気軽にお越しください。組合事務所は大森サポートオフィスの11階にございます。



〒140-8450 東京都品川区南大井6-27-18
日立大森第二ビル
【JR大森駅徒歩5分】

TEL 03-5493-6440

FAX 03-5493-6469

相談について

「職場で労働環境が悪くなっている」「職場でパワハラやセクハラが発生している」など、あなたやあなたの職場で働いている組合員さんについて、少しでも気になることがあれば労働組合にご連絡ください。皆さんの「気づき」で1日でも早く救える職場や組合員がいるかもしれません。

○生活相談(外部相談窓口)

■UAゼンセン なんでも相談窓口 TEL: 0120-717-671

■UAゼンセン こころの健康相談 TEL: 0120-783-186

■先端法法律事務所（顧問契約事務所） TEL: 03-3572-3567

※最初の相談のみ無料となります。イトーヨーカドー労働組合の組合員とお伝えください。

※一部の場合を除き、組合員の氏名や相談内容が第三者に伝わることはありません。

Colorful! というタイトルに込めた思い

イトーヨーカドー労働組合は2025年10月にイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会と組織統合し、新たなスタートを切りました。多様な組合員が互いの文化を尊重し合いながら、**色彩に富んだ**豊かな暮らしや花のように**華やかな笑顔が咲き誇る**明るく楽しい職場環境をめざせるように、色鮮やかという意味の「Colorful!」という気持ちをタイトルに込めました！

組合員の **多様性** (カラフル)

新たな組織に **色をつけていく** (カラフル)

カ **ラフ** ル＝笑う ～明るく・笑顔で・元気よく～

涸れた井戸から
水は汲めない

イトーヨーカードー労働組合 3つの基本的考え方

組合員による
組合員のための
組合活動

皆は一人のために
一人は皆のために

支部名：

部門：

氏名：